

の規定により諮詢を受けた事案について法第九十九条の十二第二項又は放送法第百七十八条第二項の規定により意見の聴取を行う場合の手続については、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章の規定を準用する。

附 則 抄

1 この省令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前に電波監理審議会聴聞規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第一号）の規定により行われた聴聞又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会の行う審理及び意見の聴取に関する規則の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 抄

附 則（平成二八年三月二十五日総務省令第二七号）
この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則（令和三年四月一六日総務省令第 四八号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律
（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日
（平成二十三年六月二十日）から施行する。
この省令の施行前に電波監理審議会が行う審
理及び意見の聴取に関する規則の規定により行
われた審理又はこのための手続は、この省令に
よる改正後の電波監理審議会が行う審理及び意
見の聴取に関する規則の相当規定により行われ
たものとみなす。

この省令は、電波法の一部を改正する法律
（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平
成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成二年一月三日総務省令第
第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月一日総務省令第
一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二九日総務省令
第七四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年一月一八日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第九号）